

登別市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度の人件費率
平成 24年度	人 50,985	千円 20,040,956	千円 481,709	千円 3,857,076	% 19.2%	% 19.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類団平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
平成 24年度	人 387	千円 1,437,724	千円 317,409	千円 524,551	千円 2,279,684	千円 5,891	千円 6,023

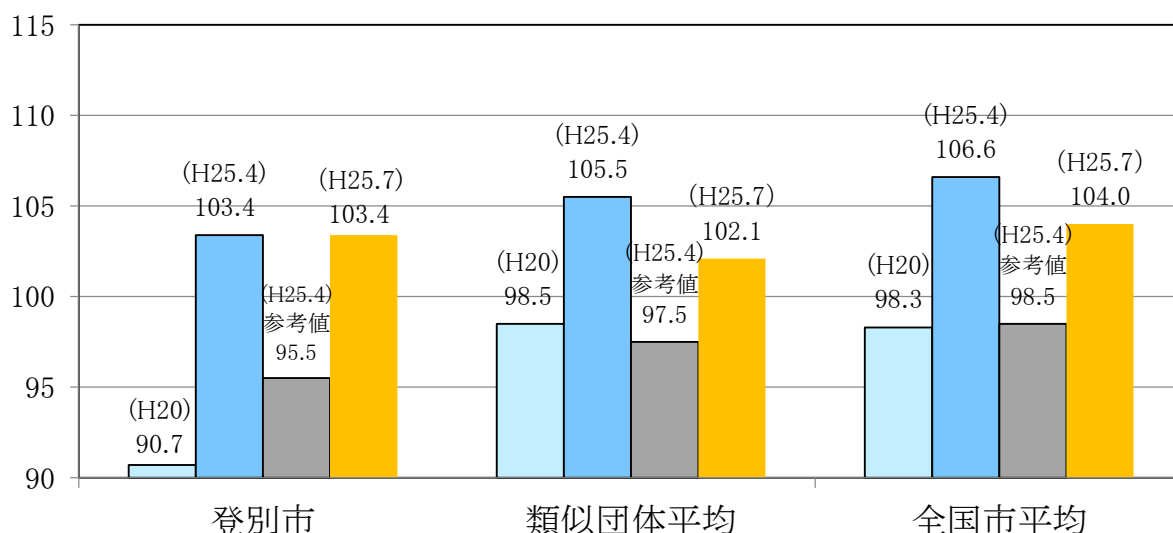
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項（職員給与の独自削減について）

（給与減額の状況）

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由																																										
実施せず	<p>当市はこれまで、地域の事情や厳しい財政状況を勘案し、職員数の削減や給与の減額など国に先駆けて行財政改革を行ってまいりました。</p> <p>これまで独自削減を行わず、今回の要請により減額を行う自治体や近年になり独自削減に取り組んだ自治体と、過去において一足早く独自削減に取り組んだ当市にも同じように給与削減を要請されることは、大変遺憾であります。</p> <p>また、当市のラスパイレス指数は、現在独自削減を行っていないにも関わらず、道内35市中の下位であり、近隣市と比較しても依然低い状況にあります。</p> <p>今回、国の要請に基づき給与減額に取り組む自治体の給与水準の低下は一時的なものでありますが、当市においては国や他自治体に比べ今後も低い給与水準のまま推移することから、国の要請に基づく減額措置を行わないこととしました。</p>																																										
抑制済又は減額措置の内容																																											
<p>(給料) 【H25.4.1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】</p> <table border="0"> <tr> <td>・H25.4.1ラスパイレス指数</td> <td>103.4</td> <td><参考>当市の給与独自削減の取り組み内容（過去10年）</td> </tr> <tr> <td>・H25.4.1参考値</td> <td>95.5</td> <td>特別職</td> </tr> <tr> <td>～近隣市平均～</td> <td></td> <td>・H16.4.1～H19.9.30 市長10% 副市長・教育長7%削減</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・H19.10.1～H23.3.31 市長20% 副市長15% 教育長7%削減</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・H23.4.1～H24.8.31 市長・副市長・教育長10%削減</td> </tr> <tr> <td>・H25.4.1ラスパイレス指数</td> <td>105.73</td> <td>一般職</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・H16.10.1～H19.9.30 管理職4.5～4.2%削減</td> </tr> <tr> <td>・H25.4.1参考値</td> <td>97.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・H19.10.1～H21.12.31 管理職以下3.5～3.2%削減</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>管理職6.0% 管理職以下5.0%削減</td> </tr> </table> <p>(手当)</p> <p><参考>当市の手当独自削減の取り組み内容（過去10年）</p> <table border="0"> <tr> <td>特別職</td> <td>・H16.4.1～H19.9.30</td> <td>退職手当：市長10% 副市長・教育長7%削減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・H19.10.1～H23.3.31</td> <td>退職手当：市長20% 副市長・教育長10%削減</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>・H16.10.1～H22.11.30</td> <td>退職手当：全職員5.0～4.7%削減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・H16.10.1～H19.9.30</td> <td>期末勤勉手当：全職員5%削減</td> </tr> </table>		・H25.4.1ラスパイレス指数	103.4	<参考>当市の給与独自削減の取り組み内容（過去10年）	・H25.4.1参考値	95.5	特別職	～近隣市平均～		・H16.4.1～H19.9.30 市長10% 副市長・教育長7%削減			・H19.10.1～H23.3.31 市長20% 副市長15% 教育長7%削減			・H23.4.1～H24.8.31 市長・副市長・教育長10%削減	・H25.4.1ラスパイレス指数	105.73	一般職			・H16.10.1～H19.9.30 管理職4.5～4.2%削減	・H25.4.1参考値	97.7				・H19.10.1～H21.12.31 管理職以下3.5～3.2%削減			管理職6.0% 管理職以下5.0%削減	特別職	・H16.4.1～H19.9.30	退職手当：市長10% 副市長・教育長7%削減		・H19.10.1～H23.3.31	退職手当：市長20% 副市長・教育長10%削減	一般職	・H16.10.1～H22.11.30	退職手当：全職員5.0～4.7%削減		・H16.10.1～H19.9.30	期末勤勉手当：全職員5%削減
・H25.4.1ラスパイレス指数	103.4	<参考>当市の給与独自削減の取り組み内容（過去10年）																																									
・H25.4.1参考値	95.5	特別職																																									
～近隣市平均～		・H16.4.1～H19.9.30 市長10% 副市長・教育長7%削減																																									
		・H19.10.1～H23.3.31 市長20% 副市長15% 教育長7%削減																																									
		・H23.4.1～H24.8.31 市長・副市長・教育長10%削減																																									
・H25.4.1ラスパイレス指数	105.73	一般職																																									
		・H16.10.1～H19.9.30 管理職4.5～4.2%削減																																									
・H25.4.1参考値	97.7																																										
		・H19.10.1～H21.12.31 管理職以下3.5～3.2%削減																																									
		管理職6.0% 管理職以下5.0%削減																																									
特別職	・H16.4.1～H19.9.30	退職手当：市長10% 副市長・教育長7%削減																																									
	・H19.10.1～H23.3.31	退職手当：市長20% 副市長・教育長10%削減																																									
一般職	・H16.10.1～H22.11.30	退職手当：全職員5.0～4.7%削減																																									
	・H16.10.1～H19.9.30	期末勤勉手当：全職員5%削減																																									

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)の給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
登別市	40.7 歳	300,654 円	358,083 円	322,815 円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,550 円	374,715 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446) 円	—	376,257 円 (405,463) 円
類似団体	42.0 歳	315,959 円	389,504 円	355,835 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
登別市	47.5 歳	7 人	309,700 円	362,721 円	344,371 円	—	—	—	—
うち運転技術員	47.7 歳	1 人	315,400 円	380,150 円	349,000 円	自家用乗用 自動車運転者	52.3 歳	243,600 円	1.56
うち技能員	47.3 歳	6 人	308,750 円	359,816 円	343,600 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.78
北海道	50.3 歳	346 人	334,072 円	367,668 円	366,170 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850) 円	— 円	309,534 円 (325,400) 円	—	—	—	—
類似団体	47.3 歳	51 人	318,681 円	373,297 円	349,223 円	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
登別市	—	—	—
うち運転技術員	5,941,394 円	3,162,200 円	1.88
うち技能員	5,686,705 円	2,809,400 円	2.02

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年～平成24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		登別市	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	134,496 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	134,496 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成25年4月1日現在)

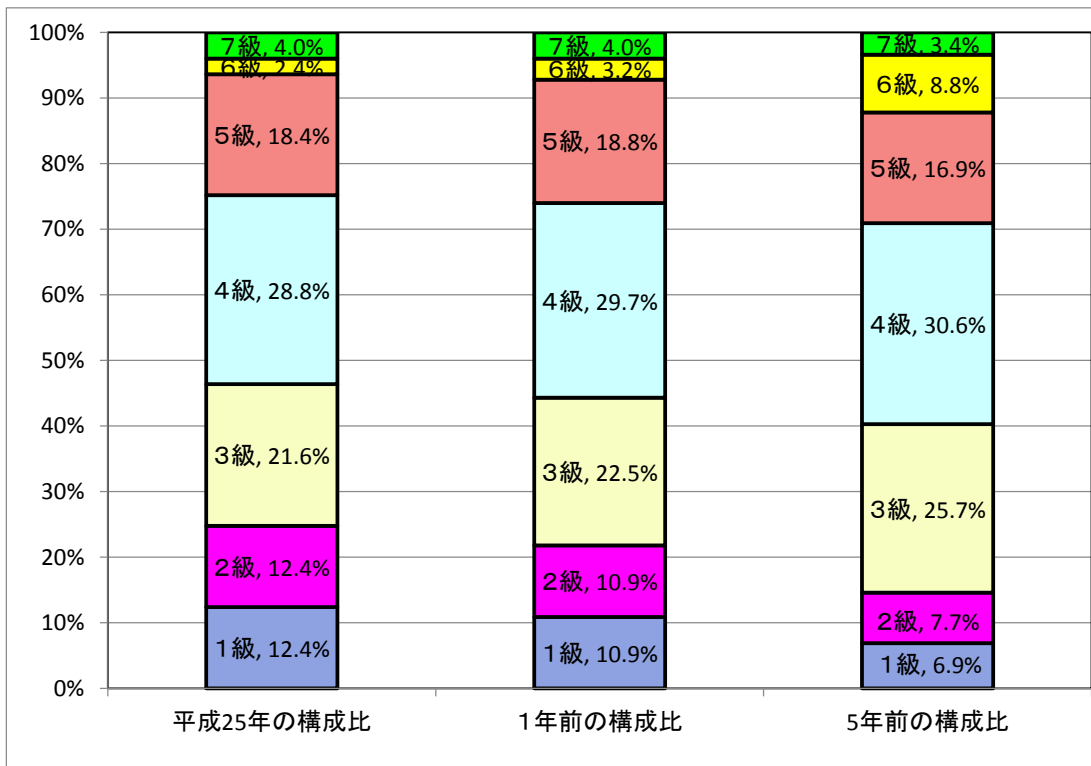
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,750 円	286,500 円	348,783 円	392,600 円
	高校卒	205,400 円	250,400 円	289,250 円	376,650 円
技能労務職	高校卒	— 円	227,700 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	担当員	31人	12.4%	135,600円	243,700円
2 級	担当員	31人	12.4%	185,800円	307,800円
3 級	主任	54人	21.6%	222,900円	358,100円
4 級	主査・主任	72人	28.8%	261,900円	393,300円
5 級	主幹・主査	46人	18.4%	289,200円	405,800円
6 級	次長・主幹	6人	2.4%	320,600円	422,600円
7 級	部長・次長	10人	4.0%	366,200円	456,200円

- (注) 1 登別市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年度に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の証明に基づき昇給を実施しているが、上位区分による昇給の実績は無く、処分、欠勤、休職等がある職員について昇給号俸を抑制している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

登 別 市	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,310 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,552 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

現在、人事評価制度について平成26年度から試行できるよう検討しており、この制度において、勤勉手当への勤務実績の反映を規定する予定。

(2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

登 別 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 9,529 千円 25,198 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		348 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		347,310 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
北海道札幌市	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
東京都福生市	15 %	1 人	15 %
滋賀県守山市	6 %	0 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		11,577 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		115,769 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度決算)		23.1 %		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
ごみ取扱業務手当	ごみ取扱作業に従事する職員	ごみ取扱業務	54 千円	1月につき1,500円
消防業務手当	消防業務に従事する消防職員	消防業務	4,214 千円	1月につき8,000円以内
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間により深夜勤務に従事した消防職員	深夜業務	3,903 千円	1回につき550円
火災等出動業務手当	火災等業務に従事した消防職員	火災等消火業務	125 千円	1回につき380円
救急出動業務手当	救急業務に従事した消防職員	救急業務	2,097 千円	1回につき420円以内
感染症防疫業務手当	感染症患者の移送又は感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫業務	0 千円	1日につき400円
野犬掃とう業務手当	野犬掃とう作業に従事した職員	野犬掃とう業務	0 千円	1日につき480円
変死体取扱業務手当	行路死亡人又は変死体の収容移送及び仮埋葬等の作業に従事した職員	変死体取扱業務	6 千円	1件につき3,000円
特殊車両運転業務手当	ブルドーザー、グレーダー等の運転に従事した職員	特殊車両運転業務	0 千円	1日につき250円
社会福祉業務手当	社会福祉に関する現業に従事する職員	社会福祉業務	594 千円	1月につき5,500円以内
葬斎場業務手当	火葬業務に従事する職員	火葬業務	0 千円	1月につき6,000円
除雪業務手当	除雪作業に従事した職員	除雪業務	0 千円	1日につき300円
徴収業務手当	市税(国民健康保険税を含む。)及び税外収入、介護保険料、公営住宅使用料又は下水道受益者負担金の徴収業務に従事する職員	市税等徴収業務	543 千円	1月につき3,500円
鳥獣等処理業務手当	カラス、蜂若しくはカメ虫の駆除又は犬、猫若しくはキツネの死体処理作業に従事した職員	鳥獣等処理業務	39 千円	1日につき430円
はしご車搭乗業務手当	はしご車搭乗作業に従事した消防職員	はしご車搭乗業務	2 千円	1回につき400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	108,130 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	308 千円
支給実績(平成23年度決算)	100,858 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	287 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。配偶者13,000円など。	同じ		50,848 千円	245,643 円
住居手当	住居を借り受けているものまたは所有している者に支給。借り受けは27,000円以内。持ち家は5,000円など。	異なる	持ち家について、新築等5年未満は6,000円、5年以降は5,000円。	41,049 千円	162,249 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を使用して通勤する職員に支給。交通機関は55,000円を上限とし、自動車等は通勤距離に応じて2,000円以上24,500円以下。	同じ		14,655 千円	62,097 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給。主幹職36,940円など。	異なる	部長職57,386円、次長職46,128円、主幹職36,940円	39,895 千円	498,688 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い、転居のためなどにより同居していた配偶者と別居し、単身で生活し、距離制限(60km)を満たす職員。23,000円など。	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員。宿日直1回につき4,200円。	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分等に応じ、定額を11月から3月まで支給。 世帯主 扶養あり 月額22,540円 扶養なし 月額12,860円 上記以外 月額8,600円	同じ		35,995 千円	91,590 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員。勤務1時間当たり、給与額の100分の25を支給。	同じ		12,576 千円	196,500 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成25年4月1日現在)

区分		給料月額等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市長	870,000 円	926,300 円 / 680,000 円
	副市長	700,000 円	765,600 円 / 612,000 円
報酬	議長	400,000 円	621,000 円 / 400,000 円
	副議長	350,000 円	571,500 円 / 350,000 円
	議員	320,000 円	540,000 円 / 320,000 円
期末手当	市長 副市長	(平成24年度支給割合) 3.95	月分
	議長 副議長 議員	(平成24年度支給割合) 3.95	月分
退職手当	市長	(算定方式) 870,000 × 520 / 100 ÷ 12 × 在職月数	(1期の手当額) 1,810万円 (支給時期) 任期毎
	副市長	700,000 × 425 / 100 ÷ 12 × 在職月数	1,190万円 任期毎
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

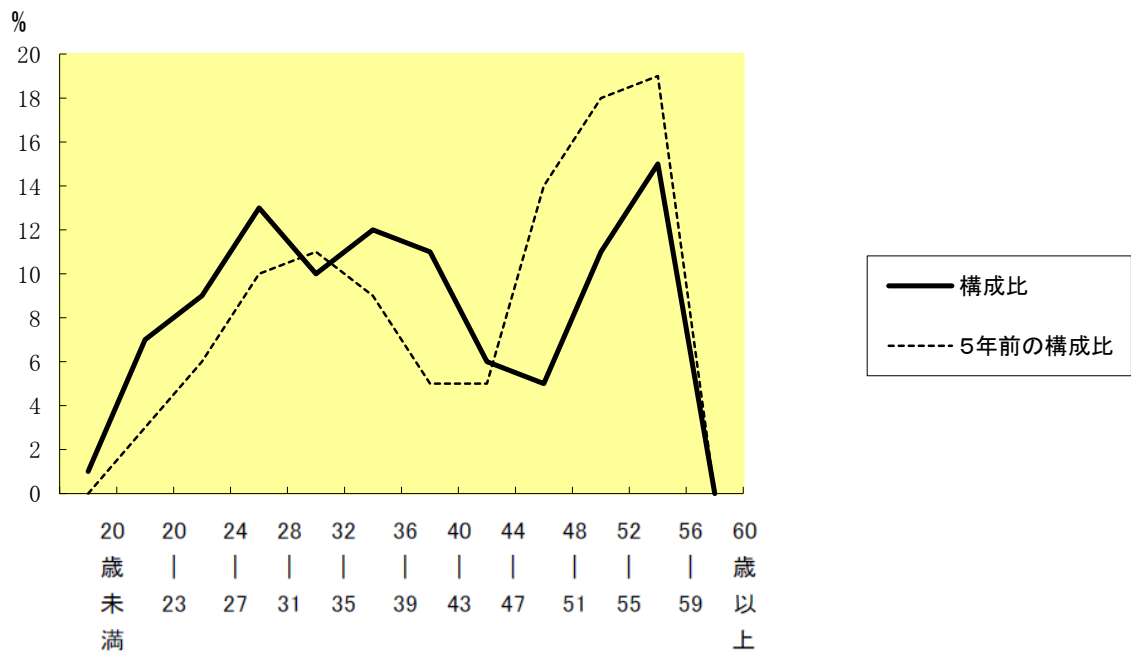
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成24年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	組織機構の見直し 業務量の増加 業務量の増加 技能労務職の退職不補充
		総務	81	83	△ 2	
		税務	23	23	0	
		民生	84	82	2	
		衛生	23	22	1	
労働		1	1	0		
農林水産		7	7	0		
商工		15	15	0		
土木		35	36	△ 1		
	計	274	274	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 53.74 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 50.18 人)	
	教育部門	33	34	△ 1		
	消防部門	83	86	0		
	小 計	390	394	△ 4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 76.49 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 67.88 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	15	16	△ 1	事務の統廃合縮小	
	下水道	13	13	0		
	国保	15	15	0		
	介護保険	11	11	0		
	その他	0	0	0		
	小 計	54	55	△ 1		
合 計		444 [600]	449 [600]	△ 5 [0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 87.08 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	33人	40人	56人	43人	52人	48人	27人	23人	50人	68人	0人	444人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	289	278	278	275	274	274	▲ 15 (▲5.2%)
教育	40	34	34	35	34	33	▲ 7 (▲1.8%)
消防	85	85	85	86	86	83	▲ 2 (▲2.4%)
普通会計計	414	397	397	396	394	390	▲ 24 (▲5.8%)
公営企業等会計計	57	56	56	54	55	54	▲ 3 (▲5.3%)
総合計	471	453	453	450	449	444	▲ 27 (▲5.7%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 24年度	千円 792,170	千円 124,849	千円 66,595	% 8.4	% 10.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費22,387千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 24年度	人 16	千円 54,820	千円 14,407	千円 19,755	千円 88,982	千円 5,561	千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
登別市	39.3 歳	298,235 円	456,873 円
市町村平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登別市	市町村平均
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,235 千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,476 千円
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

登 別 市		市町村平均
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	
勤続20年	23.03 月分 28.7875 月分	
勤続25年	32.83 月分 38.9550 月分	
勤続35年	46.55 月分 55.8600 月分	
最高限度額	55.86 月分 55.8600 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	0 千円	1人当たり平均支給額 14,889 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
北海道札幌市	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
東京都福生市	15 %	0 人	15 %
滋賀県守山市	6 %	0 人	6 %

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(平成24年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	5,047 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	388 千円
支給実績(平成23年度決算)	3,612 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	278 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。配偶者13,000円など。	同じ		2,442 千円	222,000 円
住居手当	住居を借り受けているものまたは所有している者に支給。借り受けは27,000円以内。持ち家は5,000円など。	同じ		2,082 千円	173,500 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を使用して通勤する職員に支給。交通機関は55,000円を上限とし、自動車等は通勤距離に応じて2,000円以上24,500円以下。	同じ		396 千円	44,000 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給。主幹職36,940円など。	同じ		1,441 千円	480,333 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い、転居のためなどにより同居していた配偶者と別居し、単身で生活し、距離制限(60km)を満たす職員。23,000円など。	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員。宿日直1回につき4,200円。	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分等に応じ、定額を11月から3月まで支給。 世帯主 扶養あり 月額22,540円 扶養なし 月額12,860円 上記以外 月額 8,600円	同じ		1,540 千円	96,250 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員。勤務1時間当たり、給与額の100分の25を支給。	同じ		0 千円	0 円